

1. 趣旨

- ・じん肺管理区分については、じん肺法（昭和35年法律第30号）第13条に定めるとおり、エックス線写真及びじん肺健康診断の結果により決定されるものであり、じん肺健康診断の具体的実施手法及び判定については、「改正じん肺法の施行について」（昭和53年4月28日付け基発第250号、最終改正平成23年3月31日）において、別途発行される「じん肺診査ハンドブック」（以下、「ハンドブック」とする。）（Ⅱの5の（1）及び（4）を除く。）に記載された内容並びに平成22年6月28日付け基発第0628第6号「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」記中第1の1及び2を基本として行うこととしている。
- ・ハンドブックについては、昭和53年に発刊してから大幅な改訂が行われていないことから、医療の進展、医学的知見の集積等を踏まえた現状に即したハンドブックを作成することとし、「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」（令和4～6年度）（研究代表者：芦澤 和人）において、ハンドブック改訂案を作成した。

2. 改訂案の検討の経緯及び今後のスケジュール案

- ・これまでの検討の経緯
令和7年3月5日 じん肺部会（ハンドブック改訂についての説明）
令和7年9月16日、30日 じん肺部会（ハンドブック改訂案についての検討）
令和7年10月～11月 パブリックコメント募集
- ・今後のスケジュール案
令和8年1月26日 じん肺部会
令和8年3月 通達発出、ハンドブック公開、冊子作成
令和8年4月～ ハンドブック適用開始

じん肺診査ハンドブックの主な改訂内容

I. じん肺の病像

- 代表的なじん肺として、炭鉱夫じん肺、溶接工肺を新たに記載。
- 代表的なじん肺（けい肺、石綿肺、炭鉱夫じん肺、溶接工肺）について、エックス線写真像、CT像、病理所見を掲載し、関連についての解説を記載。
- じん肺の合併症として、原発性肺がんが追加されたことを新たに記載。

II. じん肺健康診断の方法と判定

- 粉じん作業について、これまでのじん肺法施行規則の改正を踏まえて更新。
- 現在、エックス線写真の主流となっているデジタルエックス線写真の撮像表示条件について、新たに記載。
- 小陰影の分類を明確にするため、「その他の陰影」を新たに記載。
- 大陰影について、より理解がしやすいように解説図を新たに記載。
- デジタルエックス線写真像の区分決定に用いるため、じん肺標準エックス線写真集を新たに記載。
- じん肺健康診断はエックス線写真による検査等に基づいて実施するものであり、CT検査は参考資料である旨を明記。
- 肺機能検査について従来使用されていた検査方法等を、現在使用されている検査方法等に差し替え。
- 合併症についての総合的な医学的判断の一助として、膿性たんの客観的な指標である喀痰中好中球エラスター検査について、新たに記載。

III. 健康管理のための措置

- じん肺管理区分決定の流れについて、より詳細に記載。
- 粉じん作業に対する措置について、これまでの粉じん障害防止規則の改正を踏まえて更新。
- 個人ばく露を低減させるための方策として、防じんマスクの使用について新たに記載。